

試験及び成績評価に関する施行細則

(定期試験)

第1条 定期試験は、次の各号により施行する。

- (1) 試験施行時間は、科目に応じて設定する。
- (2) 出題問題は、その学期中に学習した範囲から出題する。
- (3) 写真付き名札を着用する。
- (4) 試験開始の時間より10分を超えて遅刻した場合は、受験することができない。
- (5) 各科目で出席すべき授業時間数の5分の1を超えて欠課した者は、原則として受験できない。ただし、欠課が出席すべき授業時間数の3分の1以内の者で試験日の前日までに補習を終えた者は受験することができる。
- (6) 前期試験および後期試験において、期間を定めて実施する定期試験前日までに、前期・後期それぞれの学費納入が完了していない場合は、受験することができない。ただし、延納・分納の申請をし、認められた者はこの限りではない。
- (7) 定期試験を受験できなかった科目については、「追試験施行細則」に定めてあるとおり、追試験を受けることができる。

(成績評価配分)

第2条 成績評価配分は、次の各号による。

- (1) 「学習成果評価」 ①定期試験評価(実技、筆記、その他) 70%
- (2) 「学習過程評価」 ②講師平常点(授業態度、課題提出状況、忘れ物、小テストなど) 20%
③平常点(出席) 10%

(成績評価基準・方法)

第3条 成績評価基準・方法は、次の各号による。

- (1) 成績評価基準は、シラバスに記載する。
- (2) 全学科目とも100点を満点とする。
- (3) 点数の1点未満はすべて切り上げとする。
- (4) 「学習成果評価」と「学習過程評価」の合計とし、60点以上の場合は、第5条による成績評価を行う。ただし、定期試験の各科目の成績が60点未満の場合は、追試験となる。また、「学習成果評価」と「学習過程評価」の合計が、60点未満の場合でも追試験となる。

(成績評価区分)

第4条 成績評価の区分は、次の各号による。

- (1) 秀(100~90点) 優(89~80点) 良(79~70点) 可(69~60点) 不可(60点未満)
- (2) 試験において不正行為をした者は、その答案とその定期試験中すでに受験した学科目の成績をすべて0点とし、以後の試験を受験できない。また懲戒規程により処分する。

(教育課程表に対する成績評価)

第5条 教育課程表に対する成績評価は、次の各号による。

- (1) 学修成果に係る評価に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。
- (2) 教育課程表の授業科目内に更に複数の科目がある場合は、第4条にて算出された点数を平均する。

- (3) 第1項で算出された点数は、秀(100～90点) 優(89～80点) 良(79～70点) 可(69～60点) 不可(60点未満)として評価をする。ただし、第4条にて不可となった授業科目が1つ以上ある場合は、不可とする。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。